

令和6年(2024年)7月4日

保護者 様

城陽市教育委員会教育長
城陽市立城陽中学校長

熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）発表時の対応について

平素は、本校の教育活動に、ご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年4月に気候変動適応法の一部を改正する法律が成立（令和6年4月施行）したことを踏まえ、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された場合は、下記のとおり対応することといたしますので、ご承知のうえご対応を賜りますようお願いいたします。

なお、ご家庭におかれましても、自発的な熱中症予防行動を徹底し、家族や周囲の人々においては見守りや声掛け等の共助に努めていただくよう、お願いいたします。

記

- 1 前日の14時ごろに、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された場合、登下校を含めた園児・児童・生徒の健康に係る被害を防ぐ観点から、翌日は臨時休業とします。
- 2 中学校の部活動における大会等については、主催者の判断に拠るものとします。

<参考>

熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）について

- 熱中症特別警戒アラートが発表される場合
広域的に過去に例のない危険な暑さであり、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような、人の健康に係る重大な被害が生じる恐れがある場合。
- 発表基準
京都府内のすべての暑さ指数情報提供地点（全8か所）において、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値、小数点以下四捨五入）に達すると予測される場合。
- 発表時刻
前日の14時頃

環境省HP「熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートについて」
「熱中症の予防行動（熱中症特別警戒情報の資料より）」より再構成